

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書

日本ナレッジ株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2023年3月6日
【会社名】	日本ナレッジ株式会社
【英訳名】	Nihon Knowledge Co, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤井 洋一
【本店の所在の場所】	東京都台東区寿三丁目19番5号
【電話番号】	(03) 3845-4781 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 青木 一男
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区寿三丁目19番5号
【電話番号】	(03) 3845-4781 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 青木 一男

1【新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書の提出理由】

2023年2月16日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な後発事象」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部) の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1 頁
第5 経理の状況	1
1 財務諸表等	1
(1) 財務諸表	1
注記事項	1
重要な後発事象	1
第四部 株式公開情報	4
第3 株主の状況	4

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(重要な後発事象)

(訂正前)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(株式分割)

当社は、2022年10月14日開催の取締役会決議により、2022年11月25日付で株式分割を行っております。

また、2022年11月25日開催の臨時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で単元株制度の採用と発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的及び発行可能株式総数の引き上げの目的

当社の主な事業であります、ソフトウェアのテスト検証事業に対する一般投資家の認知度の向上及び今後の株価の増加を前提に株式の流動性の向上を目的としています。併せて投資家の皆様の利便性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。さらに機動的な資金調達の観点から、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

2. 株式分割の方法

2022年11月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	1,186,000株
今回の分割により増加する株式数	10,674,000株
株式分割後の発行済株式数	11,860,000株
今回の分割後の発行可能株式総数	47,000,000株

4. 株式分割の日程

基準日公告日	2022年11月9日
基準日	2022年11月24日
効力発生日	2022年11月25日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

6. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

7. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴う、会社法第184条第2項の規定に基づく2022年10月14日開催の取締役会決議、また、2022年11月25日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。(下線部は変更部分)

現行定款	変更後定款
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,920,000</u> 株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>47,000,000</u> 株とする。

(訂正後)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(株式分割)

当社は、2022年10月14日開催の取締役会決議により、2022年11月25日付で株式分割を行っております。

また、2022年11月25日開催の臨時株主総会において定款の一部を変更し、同日付で単元株制度の採用と発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的及び発行可能株式総数の引き上げの目的

当社の主な事業であります、ソフトウェアのテスト検証事業に対する一般投資家の認知度の向上及び今後の株価の増加を前提に株式の流動性の向上を目的としています。併せて投資家の皆様の利便性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。さらに機動的な資金調達の観点から、発行可能株式総数の引き上げを実施いたしました。

2. 株式分割の方法

2022年11月24日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

3. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	1,186,000株
今回の分割により増加する株式数	10,674,000株
株式分割後の発行済株式数	11,860,000株
今回の分割後の発行可能株式総数	47,000,000株

4. 株式分割の日程

基準日公告日	2022年11月9日
基準日	2022年11月24日
効力発生日	2022年11月25日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映しております。

6. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

7. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴う、会社法第184条第2項の規定に基づく2022年10月14日開催の取締役会決議、また、2022年11月25日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。(下線部は変更部分)

現行定款	変更後定款
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,920,000株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>47,000,000株</u> とする。

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ウイステリアトラスト株式会社 (注) 1. 2	東京都江東区平野二丁目2番20号	652,000	54.97
株式会社大塚商会(注) 2.	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	224,000	18.89
藤井 洋一(注) 2. 3.	東京都江戸川区	120,000	10.11
日本ナレッジ従業員持株会 (注) 2.	東京都台東区寿三丁目19番5号	80,000	6.75
みずほ成長支援第4号投資事業有限 責任組合(注) 2.	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	50,000	4.22
長谷川 貴志(注) 2. 4.	千葉県八千代市	20,000	1.69
大熊 浩(注) 2. 4.	埼玉県三郷市	15,000	1.26
西澤 茂(注) 2.	長野県諏訪郡下諏訪町	12,600	1.06
大島 武康(注) 2. 4.	埼玉県新座市	12,400	1.05
計	—	1,186,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ウイステリアトラスト株式会社 (注) 1. 2	東京都江東区平野二丁目2番20号	652,000	54.97
株式会社大塚商会(注) 2.	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	224,000	18.89
藤井 洋一(注) 2. 3.	東京都江戸川区	120,000	10.11
日本ナレッジ従業員持株会 (注) 2.	東京都台東区寿三丁目19番5号	80,000	6.75
みずほ成長支援第4号投資事業有限 責任組合(注) 2.	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	50,000	4.22
長谷川 貴志(注) 2. 4.	千葉県八千代市	20,000	1.69
大熊 浩(注) 2. 4.	埼玉県三郷市	15,000	1.26
西澤 茂(注) 2.	長野県諏訪郡下諏訪町	12,600	1.06
大島 武康(注) 2.	埼玉県新座市	12,400	1.05
計	—	1,186,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。